

第2章 計画の策定にあたって

1 計画の目的

【第2次高鍋町地域福祉計画】

本町においては、平成29年3月に「高鍋町地域福祉計画」を策定し、「ひとりひとりが支え合い、笑顔つながるまちづくり ～誰もが安心して健やかで安らぎのある暮らしをおくるために～」を基本理念として、地域住民や関係団体等と協働し、地域福祉を推進してきました。

この度、計画の期間が令和3年度をもって満了となることから、国・県の動向を踏まえ、今後ますます複雑化・多様化していく地域生活課題に対し適切に対応するとともに、本町の地域福祉に関する理解や取組の方向性を示す総合的な福祉計画として「第2次高鍋町地域福祉計画」（以下、「本計画」という。）を策定します。

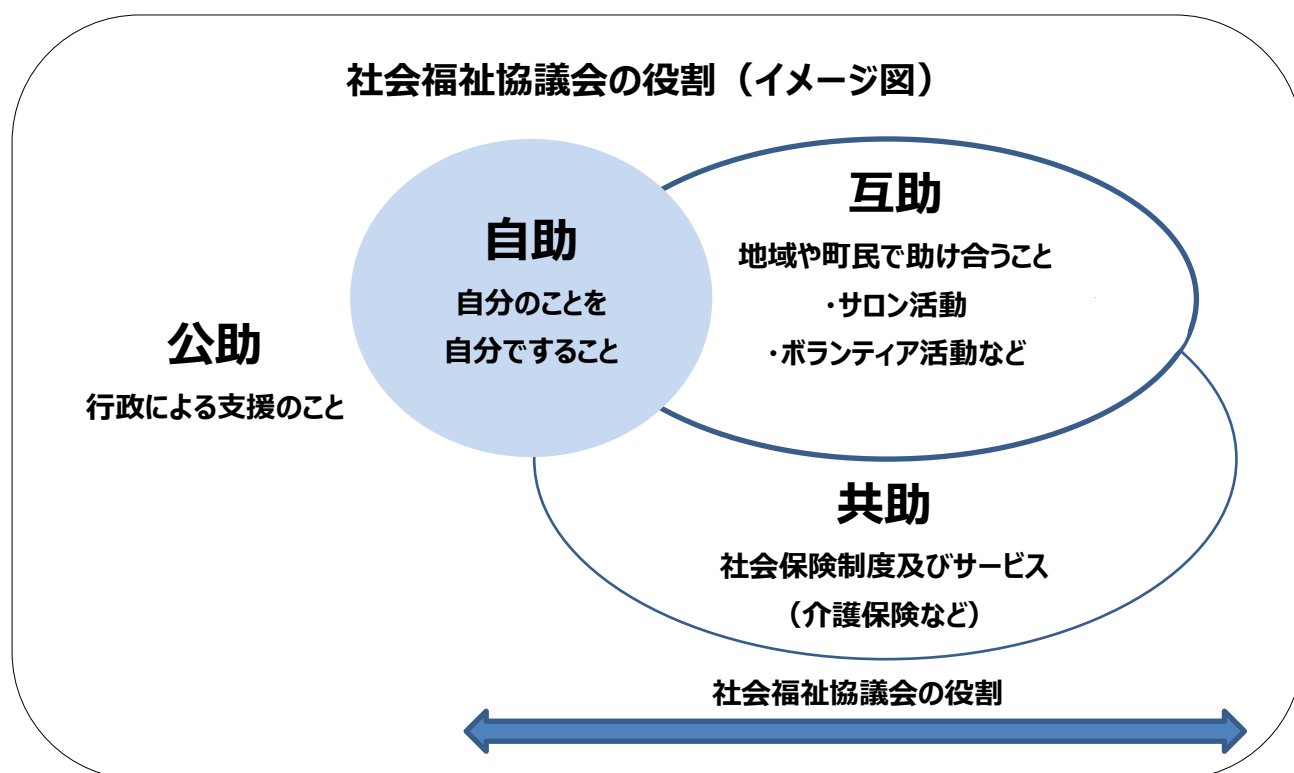
【高鍋町地域福祉活動計画】

高鍋町社会福祉協議会（以下「町社協」という。）は、地域住民が住み慣れた地域の中で安心して豊かに暮らせるよう応援・支援していくために社会福祉法に基づき設置されている組織です。

各種の福祉サービスや相談活動、ボランティアや住民活動の支援、共同募金活動の支援など、様々な場面で地域の福祉増進のための活動を行っており、今後も制度の狭間にある地域の課題の解決に向けた活躍が期待されます。

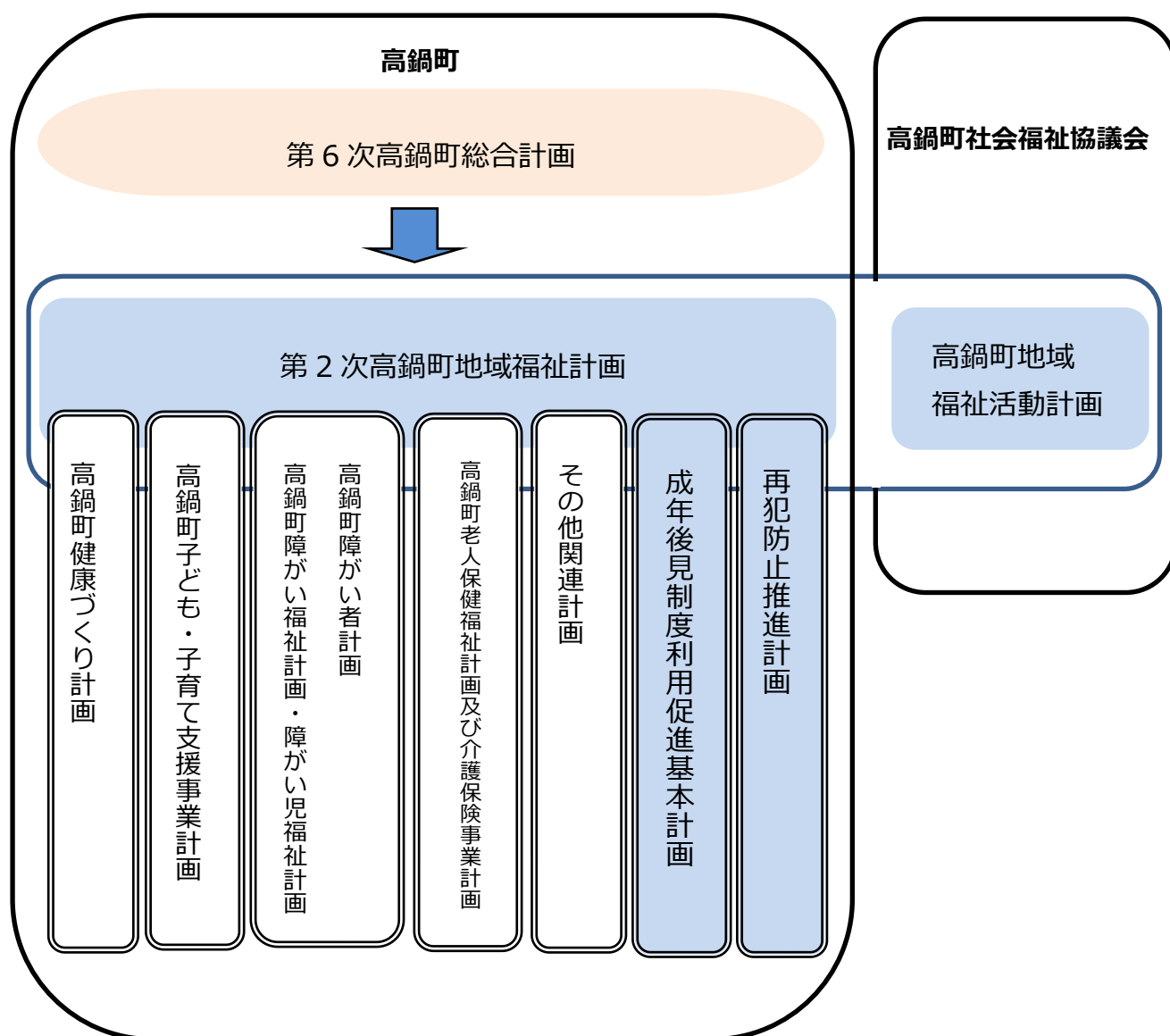
このように、町社協は、高鍋町（以下「町」という。）全体の地域福祉推進の中心的な役割を担っていくこととなるため、町が策定する行政計画である「本計画」と、町社協が策定する民間の活動・行動計画である「地域福祉活動計画」（以下「活動計画」という。）を一体的な計画として策定します。

また、今後の福祉施策の推進とともに、町社協も地域に開かれた組織となり、地域の方々とともに考え、悩み、活動し、改善を繰り返しながら事業を展開することを目指します。



2 計画の位置づけ

本計画は、第 6 次高鍋町総合計画を上位計画とし、社会福祉法第 107 条に基づき、地域における福祉サービスの適切な利用の推進や、地域福祉を目的とする事業の健全な発達、地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項等について策定する行政計画です。福祉の関連計画である「高鍋町老人保健福祉計画及び介護保険事業計画」「高鍋町障がい者計画及び障がい福祉計画」「高鍋町子ども・子育て支援事業計画」「高鍋町健康づくり計画」等の福祉分野の他の計画が共通して取り組むべき事項を記載する、いわば福祉分野の「上位計画」として位置づけられるものです。



3 計画の期間

本計画の期間は、令和 4 (2022) 年度から令和 8(2026)年度までの 5 年間とします。

また、今後の社会情勢等の変化や関連計画との整合性を図るため、計画期間中であっても随時必要な見直しを行っていきます。

	R 3 年度 (2021)	R 4 年度 (2022)	R 5 年度 (2023)	R 6 年度 (2024)	R 7 年度 (2025)	R 8 年度 (2026)
総合計画	第 6 次					
地域福祉計画	第 1 次	第 2 次地域福祉計画・地域福祉活動計画				
老人保健福祉計画・介護 保険事業計画	第 9 次老人保健福祉計画 第 8 期介護保険事業計画					
障がい者計画	第 4 次					
障がい福祉計画 障がい児福祉計画	第 6 期障がい福祉計画 第 2 期障がい児福祉計画					
子ども・子育て 支援事業計画	第 2 期					
健康づくり計画	第 1 次	第 2 次				

4 計画策定に向けた取組

本計画の策定にあたり、地域の状況や地域課題等を把握するため、自治公民館や福祉関係団体へのアンケート調査を実施しました。また、幅広い意見を計画に反映させるため、関係団体の代表を含む住民代表等の委員で構成する「高鍋町地域福祉計画及び地域福祉活動計画策定委員会」を設置しました。

(1) 自治公民館アンケート調査の実施

それぞれの地域における地域生活課題や地域意見を計画策定に反映させるとともに、意識づけを目的として実施しました。

① 調査実施期間

令和3年5月20日から令和3年6月17日まで

② 調査配付数及び回答率

配付数	回収数	有効回答数	有効回答率
84 行政区	62 行政区	61 行政区	72.6%

③ 調査方法

高鍋町内の自治公民館長宛に、郵送による配付・回収を行いました。

(2) 福祉関係団体へのアンケート調査の実施

地域住民の地域生活課題に係る相談を受けている町社協や民生委員・児童委員等の地域福祉関係者に対して、相談内容やその対応状況等を把握するためにアンケート調査を実施しました。

① 調査実施期間

令和3年6月22日から令和3年8月10日まで

② 調査配付数及び回答率

配付数	回収数	有効回答数	有効回答率
53	34	34	64.1%

③ 調査方法

相談支援事業所や民生委員・児童委員宛に、郵送等による配付・回収を行いました。

(3) 高鍋町地域福祉計画及び地域福祉活動計画策定委員会の開催

住民代表等の委員で構成する策定委員会を開催し、3回にわたって協議を重ね、本計画を策定しました。

(4) パブリックコメントの実施

本計画案を住民に広く公表し、その案に対してのご意見等を募集した結果、1名の方より3件のご意見をいただきました。

① 期間

令和4年2月21日から令和4年3月18日まで

計画策定の経過

年 月 日	内 容
令和３年５月２０日 ～ ６月１７日	自治公民館アンケート調査
令和３年６月２２日 ～ ８月１０日	福祉関係団体へのアンケート調査
令和３年９月２日 【書面開催】	第１回高鍋町地域福祉計画及び地域福祉活動計画策定委員会 ・委嘱状交付及び委員長、副委員長選出 ・計画策定についての概要説明 ・アンケート調査結果報告 ・年間スケジュール打合せ
令和３年１２月３日	第２回高鍋町地域福祉計画及び地域福祉活動計画策定委員会 ・高鍋町地域福祉計画及び地域福祉活動計画素案検討
令和４年１月３１日 【書面開催】	第３回高鍋町地域福祉計画及び地域福祉活動計画策定委員会 ・高鍋町地域福祉計画及び地域福祉活動計画（案）について
令和４年２月２１日 ～ ３月１８日	高鍋町地域福祉計画及び地域福祉活動計画（案）に対するパブリックコメントの実施